

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の申請がまだお済でない方へご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、0歳から高校3年生までの子どもがいる世帯に対する臨時の特別給付金です。

給付を受けるには申請が必要です。

- 支給対象者 : 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子ども
(保護者の所得が児童手当(本則給付)の基準と同等の所得である保護者)
 - ◆令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)のみの子どもがいる世帯
 - ◆所属庁から児童手当(本則給付)を受給している公務員
 - ◆令和4年3月までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(新生児)の保護者
- 支給額 : 子ども 一人当たり 100,000円

Q. 令和3年9月以降に引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に引越前の市町村から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までの子どもがいる世帯であれば、引越前の市町村にお問い合わせください。
高校生のみの子どもがいる世帯であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、陸別町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

申請期間 : 令和4年3月31日まで

※ 令和4年3月に生まれた子(新生児)については、令和4年4月14日まで

◎ 対象となる方で、まだ申請をされていない方は陸別町役場町民課戸籍住民担当へお問い合わせください。

お問い合わせ

陸別町役場 町民課 戸籍・住民担当

☎ 27-2141

(裏面もあります)